

亀山市告示第45号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「28,590円」を「24,690円」に、「5,050円」を「5,430円」に、「10,840円」を「17,500円」に、「7,580円」を「7,960円」に、「12,890円」を「13,320円」に改める。

様式第2号中

HIV抗体	( + - )
HTLV-1	陽性 ・ 陰性

を

「

HIV抗体	( + - )
-------	---------

に、

「

5	性器クラミジア	陽性 ・ 陰性
6	超音波検査	異常なし ・ 異常あり( )

を

「

5	超音波検査	異常なし ・ 異常あり( )
---	-------	----------------

に、

「

血糖値	( mg/dl )
-----	-----------

を

「

血糖値	( mg/dl )
HTLV-1	陽性 ・ 陰性

に、

「

4	超音波検査	異常なし ・ 異常あり( )
---	-------	----------------

を

4	性器クラミジア	陽性 ・ 陰性	に
5	超音波検査	異常なし ・ 異常あり( )	

改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際現に改正前の亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の規定による妊婦一般健康診査県外受診票（未受診の妊婦一般健康診査を受診した者に限る。）を有し、かつ、県外の医療機関における妊婦一般健康診査を受診した者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。